

『この議会に向けて』

埼玉県和光市議会議員 菅原 満

客員研究員(2014年9月)

「議会と議員への批判、叱責…」

最近の相次ぐ地方議員の失態。多くの議員の地道な努力が、灰塵とされかねない事態に憂慮します。『現職不利』の現象の背景』遠藤浩一著(自治レポートNo.25)を読み返すと、現職と新たに選良たらんとする者への意味合いを考えさせられます。

「にわか」？人口減問題…」

◇「にわか」ですが、実際には、人口増加策として、以前からも人口流入策等を講じてきた自治体の取組みは、マスコミなどでも報じられてきていました。

今回、「日本創成会議」による人口減、消滅可能性自治体の発表が劇的であり「消滅」ということで注目を浴びた感があります。こうした中で、自治体による人口減少への対策が、にわかに関心を浴びてきました。報道によれば15道県で対策組織を設置したとされており、今後設置予定の県もあるとされています。(読売7月15日付) 従来からも「限界集落」ということが指摘されてきていました。将来の人口推計では、「人口減少・高齢化」も指摘されてきていました。

人口減少などの問題については、ここでも何度か触れてきました。社会保障人口問題研究所をはじめとする各

種の人口推計・統計が得られるようになっており、それぞれ自治体の中でも人口に関する統計資料が公表されています。

また総合振興計画、介護、子育てといった計画策定時に人口推計が行われてきていると思います。それらを突合せ、また、社会保障人口問題研究所の推計、人口動態調査なども突き合せて、どのような人口増(または、人口減少への軟着陸による街づくり)施策を検討していくのか、確認をしていくことが考えられます。

「どうしようですが 決算の審査…」

◇いうまでもありませんが、財政運営は、「予算(目標・想定)→補正予算(調整)→決算(評価)→予算(評価)の反映と目標・想定」というサイクルで巡っていくことが求められます。議会もこの動きと合わせて行財政運営の監視やチェックを行っていくことが求められます。

この時期、同じ指摘となりますが、公金の支出については、特に、合規・適正の観点から確認しておく必要があります。繰り返しますが、地方自治法、地方財政法、地方税法、例規、予算支出の根拠となる要綱など、さらには、議会として執行部に求める資料を基に事業毎に確認しておく必要があります。手間を惜しまないことが肝要です。

最近では、決算審査において議会が施策の「評価を行うこと」が重要な作業となっています。執行部では、行政評価として、事務事業評価、施策評価を行っている

思います。それと、予算執行の結果と突き合せて検討を加えることも考えられます。

この際、執行部の評価は、平成25年度段階の評価ではなく平成24年度までかと思いますが、それと、予算の際の説明、実際の執行結果とみていくことで課題を確認していくことにつながる必要があります。

「いよいよ始まる」「子ども子育て新システム」…

この問題に触れるのも、繰り返しになります。子育てや子供の人口の状況という地域の実情があると思います。しかし、制度が大きく変わるだけに、十分な審査を行う必要があります。

10月になると来年度からの幼稚園、保育園の入園募集が始まります。幼稚園、認定こども園、保育園、放課後児童健全育成事業の内容、子育て支援の事業計画と実現に向けたその裏付け（財源・施設整備）はどうか、条例に基づく規則や制度立てはどうか、十分に確認しておく必要があります。ニーズ調査の把握と整備・財源、将来見通しを再度確認し、行政の方向性で見比べておくことも考えられます。

「負担と給付」の関係では、保育料の決定をどうするのか。条例で定めるのか。水準はどうするのか。その根拠はどうか。

公定価格の正式決定は、平成26年度も押し詰ってからのようです。今後、予算編成や保護者への周知、事業者との調整などもありどのように対応していくのか。

9月議会で条例審査の場合は、関連した規則や子育て支援の会議の内容、事業者との調整などを把握しておく必要があります。消費税引き上げと絡むだけに、今後の財政見直しも十分に把握しておく必要があると考えます。いずれにしろ、この議会が終わると来年4月に向けて具体的な取組みがスタート、しかも、介護保険制度に関して新たな事業計画の策定、保険料見直しもありますので、遺漏ないようにしていきたいものです。

「行政運営と組織・職員のあり方」…

どの自治体でも、組織や職員構成の効率化、適正化に努めていると思います。

先の国会で、地方公務員法が改正されました。主な内容として「能力及び実績に基づく人事管理の徹底」として、能力本位の忍容性の確立、人事評価制度の導入、分限事由の明確化などです。評価は、すでに導入している自治体も多くなっていますが、給与などの基礎とするとしています。

また、「地方公務員の給与と制度の総合的見直しに関する検討会」が総務省に設置され、論議が進んでいます。しかも、このレポートが届く頃には、人事院勧告が出ていると思います。臨時・非常勤職員の任用について改めて総務省より各自治体へ通知されています。

公共サービスの質や内容への要求とそれを担う職員体制について改めて自治体の実態を把握しておく必要があると考えます。